

学校いじめ防止基本方針

貝塚市立永寿小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『安心・自信・希望』をもって未来を切り開く子どもの育成」を教育目標としており、そのために人権教育と支援教育に重点をおいて取り組んでいる。

いじめは一般的に、集団の中で離れがちであったり、弱い立場にいたりする人に対して、攻撃または排除しようとする傾向と関わって生起することが多く、加えて、鬱積した気持ちのはけ口として、あるいは、誰かを攻撃することで「自分の存在」を確かめようとしている傾向がみられる。その背景にはいじめ側の児童が、家庭状況や学校生活の中で深刻な課題を抱えている場合が多い。本校でも、生活・学力・心の安定・人との関係の結び方に課題を抱えた児童が多い。そんな中でも、本校児童は、日々元気に仲良く学校生活を送っている。小規模校の特色を活かした異年齢集団活動や教職員が一丸となった日々の取り組み、家庭・地域との連携のたまものであると考える。しかしながら、「気持ちを表現する力の未熟さ」や「コミュニケーションを円滑にとりにくい特性」ゆえの気持ちの行き違いは多々あり、それらがいじめにつながっていく可能性も否定できない。いじめは重大な人権侵害事象であり、当事者どうしのみならずまわりも不幸にするものである。それを芽の間に摘み、本校児童が安心して学べるように、われわれ教職員がなすべきことを再確認するために、ここに永寿小学校学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかや、ふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合

もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、すぐに関係が修復できた場合でも校内のいじめ対策委員会への報告は必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務、生活指導担当者、養護教諭、担任
人権・支援委員長、特別支援コーディネーター、SSW

(3) 役割

- P 学校いじめ防止基本方針の策定
- P いじめの未然防止
- D いじめの対応
- D 教職員の資質向上のための校内研修
- P 年間計画の企画と実施
- C 年間計画進捗のチェック
- C 各取り組みの有効性の検証
- A 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、次頁の表のとおり実施する。

5 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりになど)年4回、(検討会議を)開催し、自己有用感、自己肯定感の向上へ向けた取り組み及び、『学校評価アンケート』などを活用し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

永寿小学校 いじめ防止年間計画（記載例）

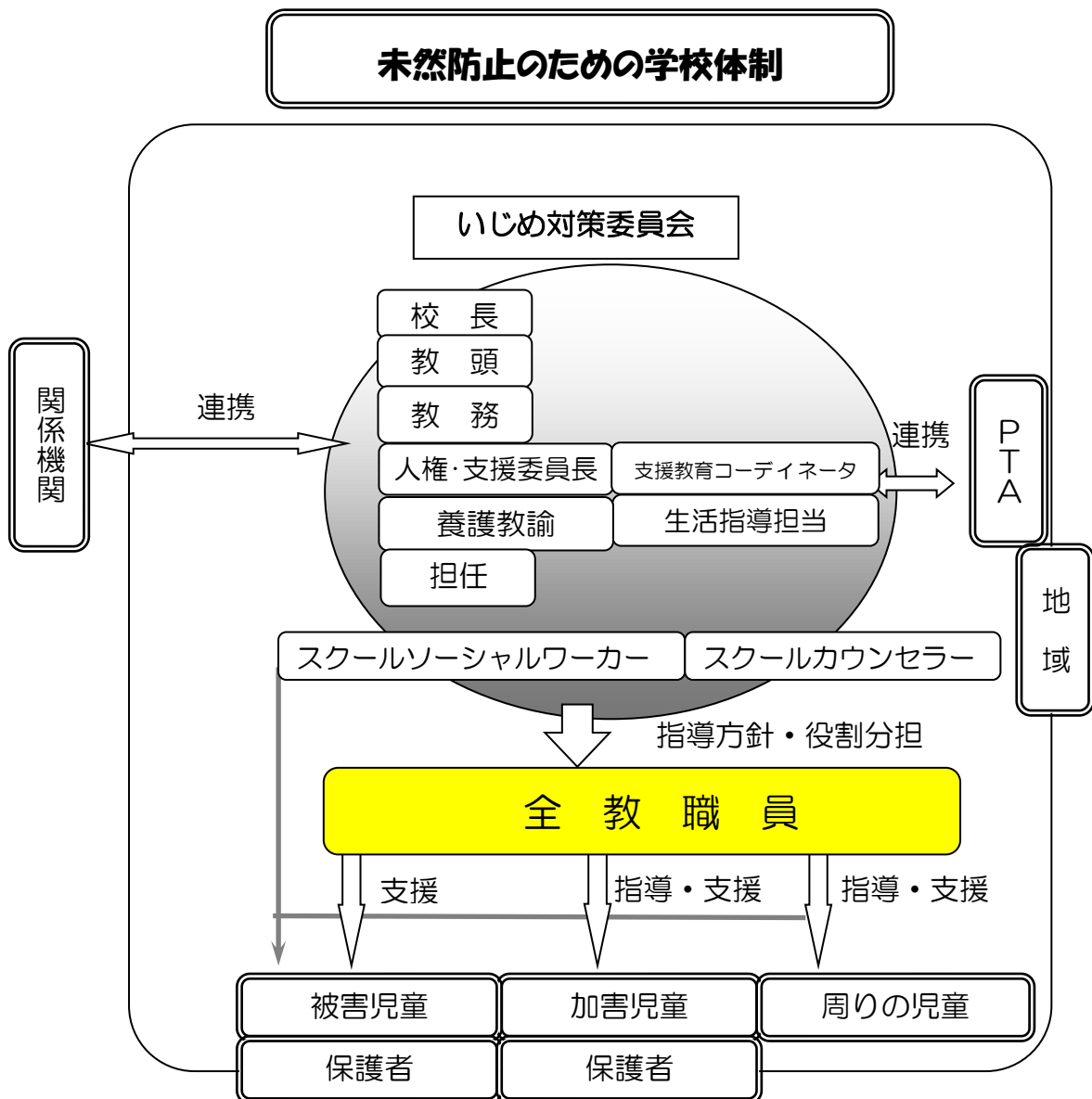
	低	中	高	学校全体
4月	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭環境票によ って把握された 児童状況の集約 校外学習 家庭訪問 （家庭での様子 の把握）	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭環境票によ って把握された 児童状況の集約 校外学習 家庭訪問 （家庭での様子 の把握）	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭環境票によ って把握された 児童状況の集約 校外学習 家庭訪問 （家庭での様子 の把握）	第1回 いじめ対策委 員会（年間計画の確 認、問題行動調査結果 を共有） 「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新 PTA総会で「学校い じめ防止基本方針」の 趣旨説明 教職員間による公開授 業（わかる授業づくりの 推進）
5月	運動会の練習	運動会の練習	運動会の練習	
6月	運動会	運動会	運動会 いじめに関する アンケート	第2回委員会（進捗確 認） 上半期のいじめ状況調 査（アンケート分析）
7月	個人懇談会 （児童の様子の 交流）	個人懇談会 （児童の様子の 交流）	個人懇談会 （児童の様子の 交流）	
8月	《平和登校》	《平和登校》	5年 キャンプ 《6年平和登校 に向けて》 《平和登校》	いじめ未然防止のため の取り組みについて研 修会
9月	学校生活アンケ ート	学校生活アンケ ート	学校生活アンケ ート	第3回委員会（状況報 告と取り組みの検証）
	永寿っ子まつり	永寿っ子まつり	永寿っ子まつり	
10月	「いじめ対応プ ログラムⅡ」授業 実践 校外学習	「いじめ対応プ ログラムⅡ」授 業実践 校外学習	「いじめ対応プ ログラムⅡ」授業 実践 6年修学旅行 5年校外学習	
11月	日曜参観の取り 組み	日曜参観の取り 組み	日曜参観の取り 組み	
12月	個人懇談会 （児童の様子の 交流）	個人懇談会 （児童の様子の 交流）	個人懇談会 （児童の様子の 交流）	
1月 2月	学習発表会の取 り組み	学習発表会の取 り組み	学習発表会の取 り組み いじめに関する アンケート 6年学校生活アン ケート	第4回委員会（年間の 取り組みの検証） 下半期のいじめ状況調 査（アンケート分析）
3月	6年生を送る会 の取り組み	6年生を送る会 の取り組み	卒業式	

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内研修や職員会議で、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について周知を図るとともに、児童の様子を交流し教職員が情報を共有しておかねばならない。児童に対しては、児童集会や学級活動で校長や教職員が日常的にいじめの問題や仲間づくりについてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」「互いにやさしい気持ちをもつことは大切である」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、「仲間づくりキャンペーン」や「たてわり活動（Eタイム・ハッピーランチ）」や「大なわ集会」などを行ったり、コミュニケーションに課題のある児童に対しては、「ソーシャルスキルトレーニング」などの支援を行ったりしていく。
- (3) いじめが生まれる背景には、学習や人間関係のストレスが関わっていることがある。授業内容を理解しづらいことが過度なストレスとならないように、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていかなければならない。そのために本校では、授業を理解するための基礎学力をつけるために、朝読（朝、自分が選んだ読み物の本を読む活動）・漢字道場（当該学年の漢字の習熟に取り組む活動）・辞書早引き（全児童に辞書を貸し出し、常に言葉を調べることに慣れさせる活動）などの取り組みを行っている。

また、重点目標の一つを「進んで学習しようとする意欲の育成」とし、支援学級・通級指導教室・通常の学級が連携して「わかる」「できる」授業づくりを研究している。2013年度に、大阪府の「通常の学級における発達障がい等支援事業」の研究指定を受けて以来、「子どもたちが わかる・できる 授業づくり」「一人ひとりが安心して、居心地のよい教室づくり」を目標に取り組みは進んでいる。低・中・高のブロック会議や、低・中・高の子ども支援会議で、児童の様子を交流し、取り組みの成果を検証し、教材研究をして、次の取り組みに反映させ今後もよりよい授業づくりをめざして研究を進めていく。
- (4) 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために本校では、委員会活動・クラブ活動（含「永寿 SOUL」・課外バスケ）・たてわり活動（Eタイム・ハッピーランチ）・学年交流・ひまわり交流などの取り組みを行っている

る。全教職員が児童についての情報を共有しこれらの活動が、児童の心身の調和のとれた発達と個性の伸張につながるように協力して支援を行っている。これらの活動を通して、児童の中に、協力してよりよい生活を築こうとする自主的実践的な態度が育っていくように今後も支援を続けていく

ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。全教職員・SSW・保護者・地域が協力して、児童を見守り、SOS を見逃さずに適切に支援を行い、児童がストレスに適切に対処できた経験を積み重ねることで、児童の心に耐性を育んでいきたい。

- (5) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払わなければならない。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものであり、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。本校では、児童の問題行動などの気になる事象については、複数で指導し、生活指導担当者がその状況をまとめ、人権・支援委員会・職員会議で報告し、学校全体で情報を共有し検証している。また、「コミュニケーションをとりにくい特性」のある児童については、特別支援教育担当者より、情報提供を受け、全教職員で理解を深め、指導・支援に当たっている。今後もよりよい指導・支援を目指して協力していく
- (6) ねたみや嫉妬などのいじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての児童が認められている、満たされているという思いをいただくことができるように、学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努めていく。全学年のたてわり活動を行っている。その中で高学年の児童は、低学年の児童をリードし、頼られ、慕われることにより責任感を育てている。また、各学年で「いじめ対応プログラム」などを活用した取り組みや、生活・総合・道徳・特別活動などの学習の中で、友だちのよいところを認め、自分も友だちから認められるということを繰り返し体験している。また、各学期に運動会・人権参観・学習発表会の大きな行事がある。加えて日々の委員会の活動・発表などがあり、力を合わせて一つのものを作り上げる体験を共有し、それを認められることで自分に自信を持ち、学年が上がるごとに成長をみせてくれる児童もいる。これからも継続してこれらの取り組みを続け子どもたちの中に自己有用感を育てていく。
- (7) 児童が自らいじめについて学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進していく。本校では、

児童会が中心になり年3回の「仲間作りキャンペーン」を行っている。児童会で話し合って決定したスローガンのもと、学年ごとの行事に向けてのクラスの見守りのあり方や、日々の生活について振り返り、自分たちの仲間作りを確認している。クラスが一つになり、何かに取り組む過程では、さまざまな行き違いや衝突が生じ、弱い立場の児童が攻撃の対象になる。そのような事態が起こった場合は、子どもたちの考えを適切に導き、集団を高めるためのステップとしなければならない。そのためにも、今後も「仲間作りキャンペーン」を大切に指導していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。本校では、少人数指導や通級指導・支援教育・専科の指導により、一人の児童に対して複数の教師が子どもたちの教育活動にかかわっている。また、休み時間の見回りや、委員会・クラブでの指導支援により、一人の児童に対し複数の教師の目が届く。児童に関する情報は、二委員会・ブロック会議・子ども支援会議・職員会議以外でも、頻繁に交換されていて、児童の示す小さな変化は、多角的な複数の視点で発見・共有され、必要に応じて、担任・各担当・SSW・スクールカウンセラーが話を聞き、いじめの早期発見・解決につとめている。今後もこの体制を維持して子どもたちを見守っていく。

2 いじめの早期発見の措置

- (1) 本校では児童に対する定期的なアンケート調査や、必要に応じた教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい受容的な雰囲気をつくる。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るために、保護者のアンケートなどを活用したり、日々の連絡を密接にとったりして健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように、児童・保護者の訴えに対しては、担任・各担当が窓口になり、生活指導担当が集約して、いじめ対策委員会等で協議していく体制を確立していく。
- (4) 学校通信により、相談体制を広く周知する。
いじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、いじめ対策委員会の方針を明確にし、適切に扱う。

第4章 いじめに対する対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合や、困難な状況に起因する特性をもつ場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導や、特性に応じた支援が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導担当やいじめ対策委員会メンバー等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼で

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、及び教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である

レベルⅠ

レベルⅡ～Ⅴ

いじめ対策委員会の開催《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

メンバー：校長・教頭・(教務)・人権・支援委員長・生活指導担当・担任・養護教諭・特別支援CO・通級指導担当・SSW・SC

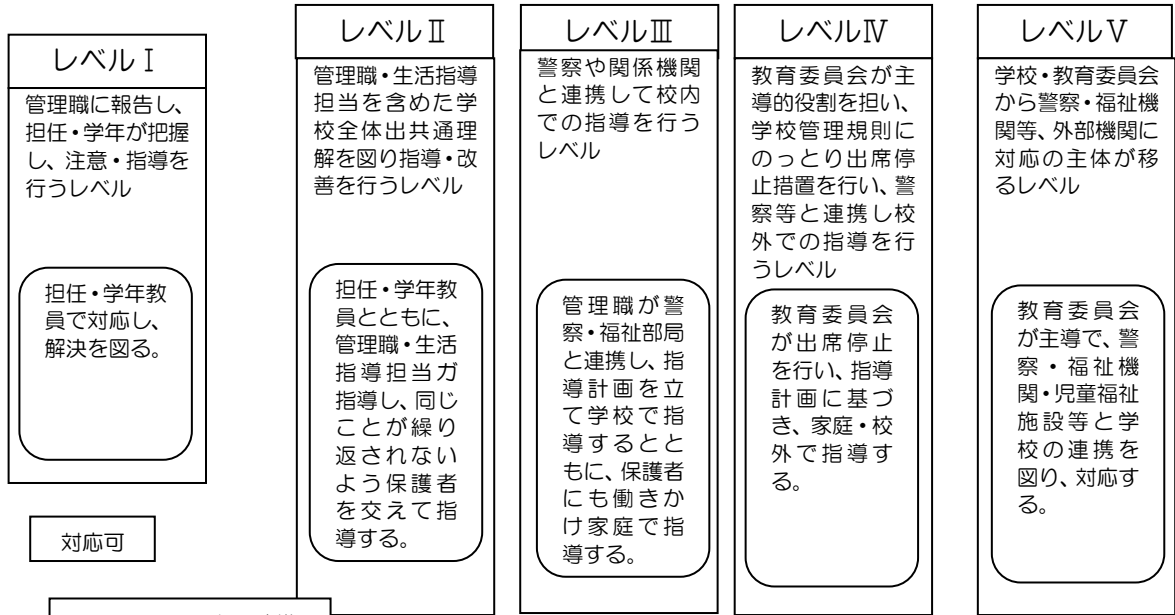
☆役割分担(児童からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等)

☆状況の把握・事実を時系列で整理【記録】

☆対応方針の確認

- > 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
- > 被害者・保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)をよく聞き、適切に対応する。

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る《報告書の提出》



SC、SSWとの連携

市町村問題解決チームの支援要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

再発防止に向けて継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

留意事項

- > 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- > レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- > いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- > 児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

きる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会
が中心となって対応する。状況に応じて、SSW・スクールカウンセラーの協力を
得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の
聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に
行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求
めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又
は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童
の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてSSW・
スクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発
を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題とし
て捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認する
とともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考
えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につな
げる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをして
いた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを
受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を
強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないとい
う不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは
絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめを
なくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課
題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進
めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営す
るとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさ
を発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、下記の手順で対応していく。

○パソコンでのインターネット上のいじめについて

①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生その他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源(情報提供者)の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

→パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。

→誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラ等で撮影する。

書き込みの内容が緊急を要する場合(殺人予告、爆破予告、自殺予告等)は、関係機関に連絡する。

→犯罪にかかわるケース…警察(被害の児童・その保護者から被害届)

→生活指導事案、人権侵害事象…教育委員会

③掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求

(削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい) 基本的には、被害の児童が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。(学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対

応の義務を負わせることができない。)

→掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

→該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。(個人の所属・氏名等を記載する必要なし。)

④掲示板等のプロバイダ(掲示板サービス提供会社等)に削除依頼。

管理者への連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

○携帯電話やスマートフォンでのメールやLINE等によるいじめについて

①「メール」「LINE」等によるいじめの発見

携帯電話やスマートフォンでの「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報源(情報提供者)の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった箇所を控える。誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合が多いと思われるので、デジタルカメラ等で撮影する等して、内容を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合(殺人予告、爆破予告、自殺予告等)は、関係機関に連絡する。また、書き込んだ相手が児童でない場合も、関係機関に連絡する。

③書き込んだ相手に対する対応

書き込んだ相手が児童でない場合

→関係機関と連携し対応していく。

書き込んだ相手が児童の場合

→相手が他校の場合、相手の学校と連携を取りながら、教育委員会とも連携し対応していく。

→相手が自校の場合、当該児童や保護者に聞き取りを行い、内容を確認し、書き込み内容を削除させる。その後の対応や指導については、他のいじめ事案と同様に行う。

(3) 情報モラル教育の推進については、情報教育担当者が中心となって年間計画を立案し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で学年の状況や発達段階に

応じて実施していく。

7 いじめ解消までへの見守り

少なくとも3か月の間、いじめを受けた児童が「心理的・物理的な影響を与えられていない。」「いじめを受けていない」と感じることができるまで、全職員で見守りを続ける。

第5章 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

第6章 その他

本校では、年々児童が減少しており、全学年が単学級である。子どもたちの人間関係は固定化される傾向がある。また、生活・学力・心の安定・人との関係の結び方に課題を抱えた児童が多い。誤解や、気持ちの行き違いによるトラブルが原因で子どもたちの集団がよくない方向に向かう危険性が大きい。だからこそ、異年齢集団活動や教職員・家庭・地域が連携しての見守りが大切である。今後も、連絡を密にして、永寿の子どもたちを見守っていきたい。